

正社員転換制度規程

法人名：有限会社マミーホーム

(総則)

第1条 この規定は、パートタイマーの正社員転換制度の運用について定めたものである。

(正社員転換の条件)

第2条 正社員に転換することができるパートタイマーは、本人が転換を希望し、かつ、第4条の転換試験に合格した者とする。

(転換試験の受験資格)

第3条 1 次の各号のいずれも満たしているパートタイマーは、正社員転換試験を受験することができる。

- (1) 転換試験の日において、勤続年数が1年以上であること
- (2) 心身ともに健康であり、職務に対する意欲が十分にあること
- (3) 正社員として勤務ができること(フルタイム勤務ができる)
- (4) 直近の2回の人事評価がいずれも1等級3号以上の成績であること
- (5) 直近の1年の間に正当な理由のない欠勤、遅刻、早退がないこと
- (6) 所属長の推薦があること

(正社員転換試験)

第4条 正社員転換試験の内容は次のとおりとする。

- (1) 取締役による面接試験

(転換申請の受付)

第5条 1 会社が正社員を募集する場合は、事前に申請期間等を定めてパートタイマーに周知する。

- 2 正社員への転換を希望するパートタイマーは、前項の期間内に、所属長を通じて総務部に転換の申請を行うものとする。

(審査及び試験の実施)

第6条 1 正社員への転換申請が行われた場合は、会社は第3条に定める受験資格を満たしているかどうか審査をし、満たしている者に対して転換試験を行う。

- 2 試験の合否は、試験日から1ヶ月以内に書面により本人に通知する。
- 3 正社員への登用を辞退する場合は、次条の労働条件の明示を受けた日から1週間以内に総務部に連絡しなければならない。

(労働条件)

- 第7条 1 転換試験に合格したパートタイマーに対して、合格の通知と共に、雇用契約書により個別に定めた労働条件を明示する。
- 2 正社員に転換した者の労働時間、休日、休暇その他の労働条件は、正社員就業規則の定めるところによる。
- 3 年次有給休暇の勤続年数の算定においては、パートタイマーであった期間は勤続年数に通算する。ただし、正社員としての勤続年数を算定する場合は、パートタイマーであった期間は勤続年数に通算しない。

(転換時期)

- 第8条 正社員への転換時期は、原則として、毎年6月16日とする。ただし、転換試験に合格した者と協議を行い、個別に転換時期を定めることがある。

付則

- 1 この規程は令和7年5月1日より施行する。